

京都市告示第 477 号

介護保険法（以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項及び法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第 78 条の 5 第 2 項及び法第 115 条の 15 第 2 項の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成 23 年 3 月 28 日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

社会福祉法人永山会（理事長 津田 節子）

2 届出者の主たる事務所の所在地

京都府京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地

3 廃止する事業所の名称

グループホーム天寿（介護保険事業所番号 2670900535）

4 廃止する事業所の所在地

京都府京都市伏見区桃山町遠山 37-3

5 廃止年月日

平成 23 年 3 月 31 日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）